

特別特恵関税の適用期限の延長

令和6年11月26日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

特別特惠関税の適用期限の延長

令和7年度改正要望

- 特惠関税制度は、開発途上国の経済発展を支援する観点から、開発途上国からの輸入物品に対して一般の関税率より低い関税率（特惠税率）を適用する制度。
- 特別特惠関税制度は、特惠受益国等のうち特に支援の必要性が高い後発開発途上国（LDC）に対し、約98%の輸入物品を無税無枠とする一層の優遇措置。※現在、特惠受益国等は130か国・地域。うち、特別特惠受益国は44か国。
- WTOにおける、LDC卒業後の円滑かつ持続可能な移行期間の提供を奨励する決定等を受け、現在、国際連合総会の決議によるLDC卒業から1年以内に特別特惠関税の適用が除外されるところ、その適用期限をLDC卒業から3年に延長する要望が、外務省から提出されている。

考慮すべき事項

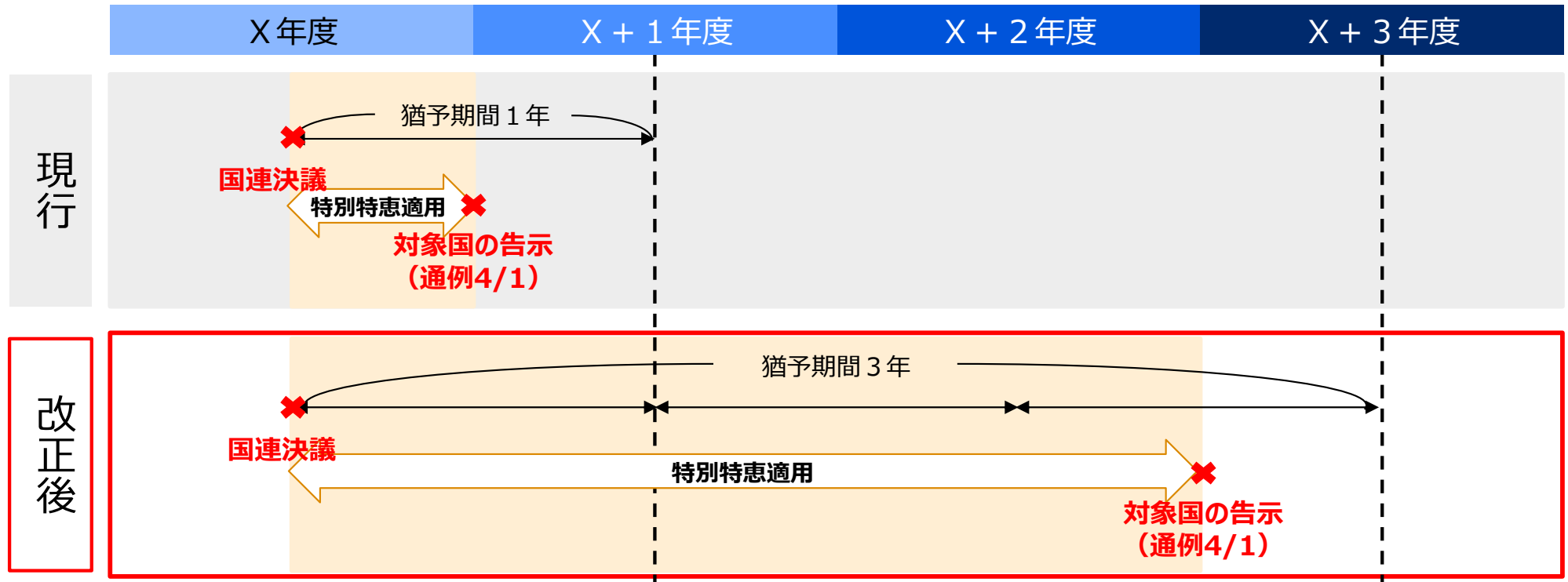
- G7諸国のうち、EU（独・仏・伊）及び英国はLDC卒業国に対して特惠関税をLDC卒業後も3年適用する措置を導入済みであり、カナダは同措置を導入予定。G7広島サミット等で開発途上国との連携の重要性を訴えてきた日本として、開発途上国の持続可能な発展を支援する観点で延長措置を講じる必要があり、開発途上国への連帯を示すためには早急な導入が望まれる。
- LDC卒業後の適用期限を3年以内とすることについては、諸外国の措置に鑑みて妥当。
- 本措置の導入による国内産業への影響としては、輸入状況や国内産業との競合性等について関係省庁において検証を行ったところ、影響は限定的。
- 他方、開発途上国との連携強化の重要性も踏まえ、特惠制度全体として開発途上国の持続可能な発展に一層寄与するためにも、制度の在り方全体を検討する必要。

改正の方向性

- 特別特惠関税の適用期限をLDC卒業から3年以内としたい。
- 他方、特惠関税制度全体の在り方については引き続き検討を行うことが必要。

(参考1) 措置のイメージ

●改正イメージ（X年度に卒業が決まる国の場合）



●今後の卒業予定国（年度）

	サントメ・プリンシペ (2024)	バングラデシュ (2026)	ラオス (2026)	ネパール (2026)	ソロモン諸島 (2027)
総輸入額	約0.03億円	約2,000億円	約200億円	約20億円	約2億円
LDC特惠輸入割合	0%	87%	32%	59%	0%
締結済みEPA	なし	なし	ASEAN/RCEP	なし	なし

出典：2023年（確々報）の輸入実績

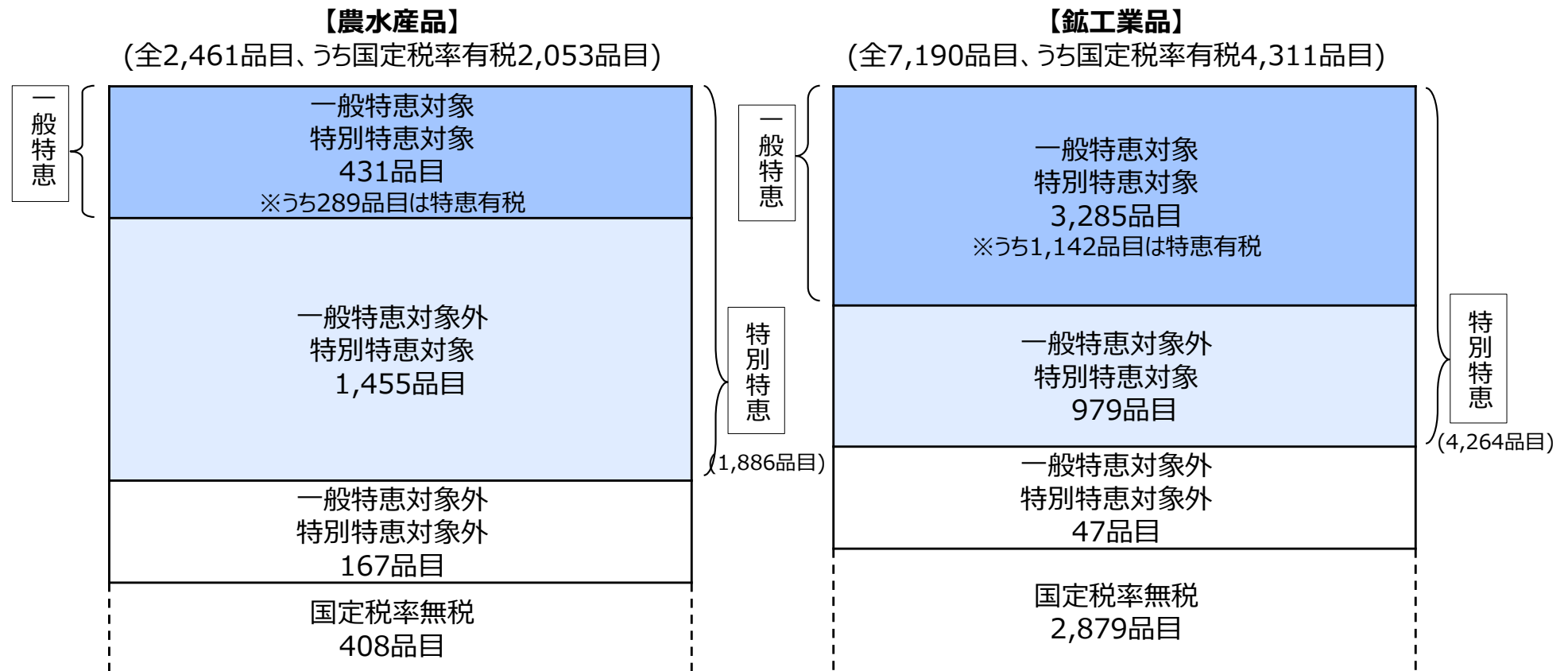
LDC特惠輸入割合の算出方法：LDC特惠税率適用額/総輸入額

(参考2) 我が国における特惠関税制度

● 指定要件等

	受益国等	指定要件
一般特惠	130か国・地域 (126か国及び4地域)	① 経済が開発途上にある国であって、 ② 関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、 ③ 当該便益を与えることが適当であるもの
特別特惠	130か国・地域のうち 44か国	① 特惠受益国等のうち、 ② 国際連合総会の決議により、後発開発途上国（LDC）とされている国で、 ③ 特惠関税について特別の便益を与えることが適当であるもの

● 一般特惠・特別特惠対象品目について（※対象品目数はHS2022ベース）



(注) 特別特惠関税対象外品目は、米及び米調製品、砂糖、でん粉、皮革製品の一部。

(参考3) 特惠関税制度の国際比較

●一般特惠関税・L D C 特惠関税の適用対象国数等

	日本	E U	カナダ	米国（失効中*）
導入年度	1971年	1971年	1974年	1976年
適用期限	10年（FY2021～2030）	14年（CY2014～2027）	10年（CY2015～2024）	3年（CY2018～2020）
特惠対象国数	130か国・地域	65か国	106か国・地域	119か国・地域
うち一般特惠（G S P）	86か国・地域	10か国	57か国・地域	75か国・地域
うちG S P プラス*等	－	8か国	検討中	－
うちL D C 特惠	44か国	47か国	49か国	44か国

（*）GSPプラス：人権保障、環境保護等に関連する一連の国際条約を批准・準拠する開発途上国に対して、EUがさらなる特惠措置を付与する制度

●一般特惠関税・L D C 特惠関税の適用除外要件等

	日本	E U	カナダ	米国（失効中*）
一般特惠 関税全面適用 除外要件	・ 3年連続で「高所得国」 ・ 3年連続で「高中所得国」かつ世界の輸出額の1%以上のシェア ※部分的な除外要件あり。	・ 3年連続で「高所得国」 ・ 3年連続で「高中所得国」 F T A 等の締結国 ※部分的な除外要件あり。	・ 2年連続で「高所得国」 ・ 2年連続で「高中所得国」 ・ 2年連続で世界の輸出額の1%以上のシェア	・ 「高所得国」 ・ 共産主義国 ・ 労働者の権利の侵害 等 ※決定は大統領の裁量による。
現時点のL D C 特惠 適用除外基準	・ 国連のL D C 卒業の年度で特惠適用除外	・ 国連L D C 基準から外れた場合、3年の経過措置後、欧州委員会はリスト改正の権限を有する。	・ 国連のL D C 卒業後に適用除外となる。（ただし、L D C 特惠関税を自動的に卒業するメカニズムはないことに留意。）	・ 大統領の裁量による。
L D C 特惠適用期限の 延長措置に係る 検討状況等	・ 関税改正要望	・ L D C 卒業後も3年間の延長措置を導入済み。 ・ その後も条件を満たす場合はG S P + を適用可能。	・ L D C 卒業後も3年間の延長措置を導入予定。 ・ また、条件を満たす場合に適用するG P T + （G S P + のカナダ版）について検討中。	

（出典）

* 失効直前（2020年12月時点）の情報

E U：欧州議会・理事会規則978/2012、欧州委員会 “Factsheet-GSP review”、欧州委員会 “IMPACT ASSESSMENT REPORT[SWD(2021) 266 final]”

カナダ：カナダ司法省 “Customs Tariff Act”、財務省 “Canada’s unilateral tariff preference programs for imports from developing countries”、WTO “Tariff Analysis Online(TAO)”

米国：1974年通商法501条～507条、米国関税率表注釈(General Note) 4、USTR “The GSP Guidebook”、アメリカ国際貿易委員会 “2024 HTS Item Count”

(参考4) WTO一般理事会決定・MC13閣僚宣言

● LDC卒業国に対する優遇措置の延長に係る一般理事会決定 (WT/L/1172) (2023年10月23日)

The General Council, (中略), Decides:

To encourage those Members that graduate or remove countries from unilateral tariff or duty-free and quota free (DFQF) preference programmes reserved for least developed countries (LDCs) based on their being graduated from the UN list of LDCs, to provide a smooth and sustainable transition period for withdrawal of such preferences after the entry into force of a decision of the UN General Assembly to graduate a country from the LDC category.

(仮訳)

一般理事会は、(中略) 国連で定める後発開発途上国 (LDC) リストからの卒業に基づいて、LDCのために設けられた一方的な無税・無枠 (DFQF) の特惠制度から卒業または除外される加盟国に対し、LDCから卒業する国連総会の決定の発効後、そのような特惠を廃止するための円滑かつ持続可能な移行期間を提供することを奨励することを決定する。

● MC13アブダビ閣僚宣言 (2024年3月2日)

Recalling that, at our Twelfth Session, we recognised the role that certain measures in the WTO can play to facilitate smooth and sustainable transition for Members after their graduation from LDC Category, we welcome the Decision adopted by the General Council in WT/L/1172.

(仮訳)

第12回会合において、我々は、LDC卒業後の加盟国の円滑かつ持続可能な移行を促進するために、WTOの特定の措置が果たし得る役割を認識したことを想起し、我々は、WT/L/1172において一般理事会が採択した決定を歓迎する。